

統計で見る

がん患者の就労状況

早稲田大学教授

野口 晴子

1. 国によるがん対策の動向

去る5月15日、受動喫煙防止対策について議論が行われた自民党厚生労働部会で、東京16区選出の衆議院議員・大西英男氏が発した「がん患者は働かなくてよい」という発言が、物議を醸している(その後、大西氏は「特定の職場での就労」に限定した発言だったと釈明している)。

現在、この発言に対する道義的かつ倫理的な責任を問う批判が噴出しているところだが、これは2006年6月に成立した「がん対策基本法(以下、基本法)」、同基本法に基づき、2007年6月に策定された「がん対策推進基本計画」などに始まる、過去10年間における国によるがん対策の一連の流れにも逆行する発言であった。

基本法第3章第4節「がん患者の雇用の継続等」第20条では、「国及び地方公共団体は、がん患者の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする」とされ、2016年2月23日には、厚生労働省(労働基準局安全衛生部労働衛生課)によって、「事業場における治療と職業生活の

両立支援のためのガイドライン」(がんなどの疾病を抱える方々の治療と職業生活の両立を支援する企業に向けて)が策定・公表された。

このガイドラインは、がんのみならず、脳卒中や心疾患、あるいは、糖尿病など、継続的な治療が必要な疾病と向き合いながら働き続ける就労者に対して、職場復帰、病気を理由にした退職奨励等の差別の防止、時間単位休暇・時差通勤制度の導入など治療と仕事の両立が可能となるような職場環境の整備を目的として、企業向けに出された指針となっている。

2. がん患者数の推移と就労状況

国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」によれば、1975年には男性11万782人、女性9万5918人であったがん患者数は、2012年には男性50万3970人、女性36万1268人にまで増加している。2012年の患

者のうち、男性の約26%(13万31人)、女性の約35%(12万7613人)が15~65歳未満の生産年齢人口であった。全がん患者のうち、生産年齢人口の比率は1975年時点の13.1%が15~65歳未満の生産年齢人口であった。

では、実際に、過去にがんを診断された人のうちどのくらいが就労しているのだろうか。図1は、2013年「国民生活基礎調査」(厚生労働省)の個票を用いて、性別・年齢階級別に、過去にがんを診断された人と、調査対象者全員の平均就労率を比較した図である。

時事評論

図1 性別・年齢階級別・がん罹患歴別の就労率

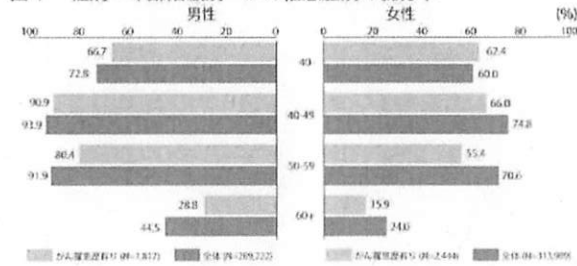
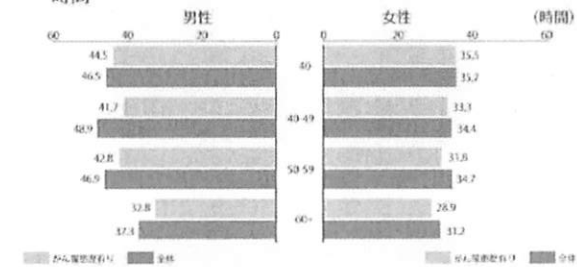


図2 性別・年齢階級別・がん罹患歴別の1週間当たりの平均労働時間



出所: 2013年「国民生活基礎調査」(厚生労働省)により筆者作成

うち、過去にがんを診断されたことのある人は、男性が1817人、女性が2444人であった。図1をみる限り、60歳以上の男女では、全体の就労率が男性で約45%、女性24%であるのに対して、がん患者では男性が約29%、女性が約16%、また、50~59歳で、全体が男性で約92%、女性が71%であるのに対し

て、がん患者では男性が約80%、女性が約55%と、年齢が上がるにしたがって、全体の就労率の低下幅を上回って低下する傾向にあるが、50歳未満では、両者の就労率にほとんど差がないことがわかる。

さらに、同じく性別・年齢階級別に、両者の1週間当たりの平均労働時間を比較したのが図2である。これは、図1の就労率のみを対象とした労働時間であるが、男女とも全年齢階級にわたり、がん患者の方が、若干労働時間が短い傾向にはあるものの、平均労働時間に大きな違いがないことがわかる。

こうした数値は、症状の軽重などは統制していない、あくまでも平均値周りの結果であり、がん患者の就労状況については今後、所得なども含め、詳細な検証を進めていく必要がある。しかし、がんに対する検査法や治療法の発達により、早期発見や生存の確率が大幅に改善されつつあることから、私たちががんと共に生しながら、就労をはじめとする様々な経済活動に関わる期間が延伸し続けていることは確かだ。

3. 一億総活躍というならば...

今後2030年にかけて、日本社会は、生産年齢人口がマイナス12%と急速に減少する時代に突入する。うがった見方をす

れば、「一億総活躍」という一大キャンペーンは、こうした労働市場における労働供給の急激な減少を何とか食い止めるため、就労可能で、かつ就労を希望する高齢者や女性を労働市場に引きとめようとする苦肉の策であると考えられなくもない。